

事業者によるダイオキシン類濃度測定結果（平成 24 年度分）の公表について

1. はじめに

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を報告することが義務付けられています。また、報告のあった測定結果については、公表することとされています。

この度、市内事業所から報告のあった平成 24 年度分の測定結果を取りまとめましたので、公表致します。

2. 事業者によるダイオキシン類濃度測定結果（平成 24 年度分）の概要について

(1) 排出ガスの測定結果及び排出基準適合状況

大気基準対象施設は 15 施設あり、内 2 施設は休止状態、内 1 施設は建設中となっています。測定結果については、休止施設及び建設中の施設を除く、11 施設分（製鋼用電気炉 1 施設、廃棄物焼却炉 10 施設）の報告がありました。稼働しなかった施設（廃棄物焼却炉）が 1 施設（測定なし）ありました。なお、測定の結果については、報告のあった全ての施設において排出基準に適合していました。

(2) 廃棄物焼却炉に係る燃え殻及びばいじんの測定結果

廃棄物焼却炉の燃え殻及びばいじんについて、測定結果の報告義務のある施設全 10 施設全てから測定の報告がありました。

ばいじんでは 1 施設で処理基準値（3ng-TEQ/g）を上回る結果となりましたが、固化処理が行われており、全ての施設で適法な処理が行われていました。

(3) 排出水の測定結果及び排出基準適合状況

水質基準対象施設を設置している 4 事業所のうち、測定結果の報告を義務付けられている事業所は 2 事業所あり、内 1 事業所の施設は休止状態となっています。休止施設を除く、1 事業所（下水道終末処理場）より報告がありました。なお、測定結果については、排出基準に適合していました。

3. 公表の方法

測定結果は、枚方市環境公害課ホームページ内にて掲載するとともに、枚方市役所分室（枚方市朝日丘町 2-17）でも閲覧が可能です。